

# 平成19年度税制改正に関する要望

< 一部抜粋 >

平成18年9月

 社団法人 生命保険協会

# 平成19年度税制改正に関する要望事項一覧

## 【重点要望項目】

- ◎ 遺族・老後・医療・介護保障への多様な国民のニーズおよび多様化・複合化した生命保険商品に対応した「簡素」で「わかりやすい」汎用的な自助努力支援制度（総合生命保険料控除制度）を創設すること

一 生命保険・個人年金保険合算の年間正味払込保険料の一定割合に対して行う所得控除について、所得税法上の所得控除限度額を20万円、地方税法上の所得控除限度額を15万円とすること

	正味払込保険料	所得控除額
所得税	50,000円以下	全額
	50,000円超 100,000円以下	正味払込保険料×1/2+25,000円
	100,000円超 600,000円以下	正味払込保険料×1/4+50,000円
	600,000円超	一律200,000円
地方税	30,000円以下	全額
	30,000円超 80,000円以下	正味払込保険料×1/2+15,000円
	80,000円超 140,000円以下	正味払込保険料×1/4+35,000円
	140,000円超 540,000円以下	正味払込保険料×1/5+42,000円
	540,000円超	一律150,000円

（所得税法第76条第1項、第2項）

（地方税法第34条第1項第5号、第5号の2、  
第314条の2第1項第5号、第5号の2）

- ◎ 遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×500万円」）に「配偶者分500万円+未成年の被扶養法定相続人数×500万円」を加算すること

（相続税法第12条第1項第5号）

## 【その他の要望項目】

### I. 企業年金保険関係

- 公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度、適格退職年金制度）および確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること
- 確定拠出年金保険契約の預け替えや資産移転による保険料について、法人事業税の課税対象から除外すること

### II. 資産運用関係

- 不動産関連税制の総合的見直しを図ること

### III. その他

- 生命保険業の法人事業税について、現行の課税方式を維持すること
- 欠損金の繰越期間の延長と欠損金繰戻還付の実施・繰戻期間を延長すること
- 破綻保険会社から協定銀行が土地等を取得した場合の不動産取得税の非課税措置を恒久化すること、少なくとも措置期間を延長すること

## その他の要望項目

### I. 企業年金保険関係

◎ **公的年金制度を補完する企業年金制度（確定給付企業年金制度、厚生年金基金制度、適格退職年金制度）および確定拠出年金制度等の積立金に係る特別法人税を撤廃すること**

確定給付企業年金、厚生年金基金および適格退職年金を中心とする企業年金ならびに確定拠出年金は、公的年金を補完する制度として、勤労者の老後生活を保障するうえで重要な役割を担っておりますが、わが国の急速な少子高齢化の進展に伴い、その重要性は従来以上に高まるものと考えられます。

これらの年金制度においては約1.2%の税率（地方税を含む）で特別法人税が課されることになっていますが、昨今の厳しい運用環境の下では1.2%の負担は極めて大きく、企業年金制度の持続性や受給権の保全にも支障をきたすこととなります。さらに、退職給付会計の導入により企業年金の積立不足額が負債計上されることになっているため、財務諸効率の悪化を通じ企業格付にまで影響を及ぼすことになりかねません。

また、確定拠出年金の場合、企業型年金のみならず、個人型年金の積立金に対しても特別法人税が徴収されることになっており、当制度の普及・発展の大きな障壁となることが懸念されます。

そもそも諸外国の企業年金制度においては、積立金に課税するといった例はなく、国際的整合性の観点からも大きな問題であるといえます。

試算によれば、仮に特別法人税が復活となった場合、25年間の積み立てで年金給付水準が約20%削減されてしまうこととなります。

よって、より豊かで安定した老後生活を確保するため、また、公的年金を補完する企業年金制度の健全な発展のために、適用凍結ではなく特別法人税の撤廃を要望いたします。

あわせて、事業主が勤労者の財産形成のために資金を拠出する制度である財形給付金契約や財形基金契約の積立金に対しても特別法人税が課されていることから、財形給付金および財形基金契約の積立金に係る特別法人税につきましても、撤廃を要望いたします。

**◎ 確定拠出年金保険契約の預け替えや資産移転による保険料について、法人事業税の課税対象から除外すること**

確定拠出年金制度は、個人のライフスタイルの多様化や雇用の流動化など社会環境の変化に柔軟に対応しつつ、老後所得の確保を図る年金制度です。

確定拠出年金制度の大きな特長は、各加入者が自己責任で資産の運用先を指図できることと、転職等の場合に転職先の制度に資産を移転できることとあります。そのため、生命保険会社においては、確定拠出年金制度の発足により、預け替えや資産移転に伴う資金の流れが発生することになりました。

一方、生命保険会社に対する法人事業税は収入保険料を課税標準としておりますが、確定拠出年金制度の預け替えや資産移転により資産を受け入れる保険会社ではこれが収入保険料として計上されるため、法人事業税の対象となっております。

確定拠出年金制度は資産移転を前提とした制度であるにもかかわらず、資産移転の都度同一の資産に対し繰り返し課税されることは、まさに、二重課税であり、また、生命保険会社の負担増となるものであります。今後、確定拠出年金制度の普及をさらに推進していくため、確定拠出年金保険契約の預け替えや資産移転による収入保険料を課税標準から除外する措置を要望いたします。